

物件調書

(土地)

		物件番号	7	
所在地番	函館市高松町130番101			
地積	761.74m <sup>2</sup>	地目	宅地	
法令に基づく制限	都市計画	市街化調整区域		
	用途地域	市街化調整区域		
	建ぺい率/容積率	60%/200%		
	その他の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域の開発行為等に関すること (函館市都市建設部都市整備課:TEL21-3395)</li> <li>大規模建築物等の行為に関すること(景観法) (函館市都市建設部まちづくり景観課:TEL21-3388)</li> </ul>		
接道状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>東側幅員約10.4mの舗装市道高松25号線にほぼ等高で接道</li> <li>南側幅員約6mの未舗装通路状地と接面(函館市所有, 建築基準法および道路法上の道路ではないが通行可能, 行止り)</li> </ul>			
交通機関	JR函館駅まで直線距離約6.5km 函館バス「空港団地前」停留所まで約600m			
供給処理設備	設置状況	事業所名	電話番号	
	上水道	有	函館市企業局 上下水道部業務課	27-8742
	雨水管	無		
	污水管	無		
	都市ガス	無		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>本物件の前用途は貸地で, 令和3年8月2日をもって返地となりました。</li> <li>本物件は, 所有権移転の時点における現状有姿での引渡しとなります。</li> <li>本物件上には北海道電力株式会社所有の支線1本が存在しますが, 当該支線の扱いについては同社と協議してください。</li> <li>本物件の地下埋設物調査および地盤調査は行っていません。</li> <li>企業局の図面上は東側の市道高松25号線からの私設給水管(PP,20mm)の一部分が本物件内に存在していますが, 埋設の有無を確認できないため, 本物件内に私設給水管が存在していた場合であっても, 現状での引き渡しとなり, 当該私設給水管については市では関与いたしません。</li> <li>当該区域内の開発行為等は立地基準に適合していなければなりませんので, 詳しくは函館市都市建設部都市整備課(TEL21-3395)へお問い合わせください。</li> </ul>			